

第3期三川町子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 子ども・子育て支援事業計画の策定の趣旨等

■計画の趣旨

市町村における子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、5年間を計画期間として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての量の見込みと提供体制の確保についての計画を基本としながら、すべての市町村で作成することが必要とされています。

三川町の現在の計画（第2期）は、令和2年度～令和6年度が対象年度となっており、令和7年度～令和11年度を対象とした第3期計画を策定していくことが必要となります。

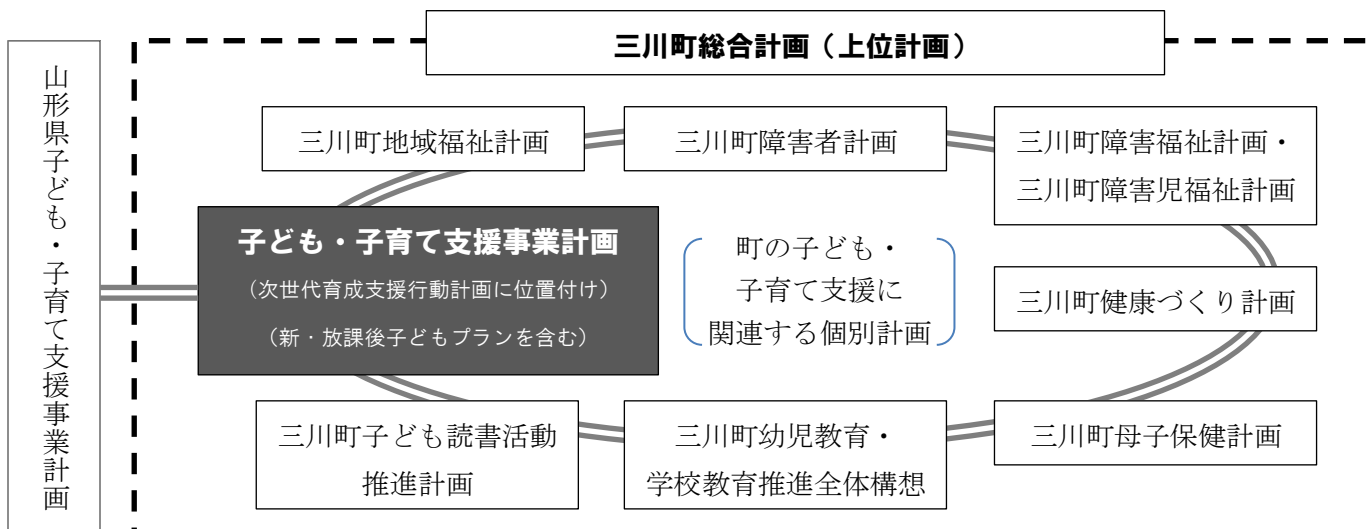
■「子ども・子育て支援法」の基本理念

- (1) 子ども・子育て支援法は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- (2) 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- (3) 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

■計画の位置付け

市町村における子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条を策定根拠としています。

計画は、本町が今後進める子ども・子育て施策の基本的な方向や目標を示すものです。また、計画の一部を、次世代育成支援対策推進法に基づく町の次世代育成支援行動計画に位置付けます。なお、計画の策定にあたっては、上位計画及び関連する各個別の計画との整合を図ります。



2 第3期計画の期間

第3期三川町子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年を1期として策定します。

3 第3期計画の構成

第2期三川町子ども・子育て支援事業計画の構成を基本とし、これに次の事項を反映して策定します。

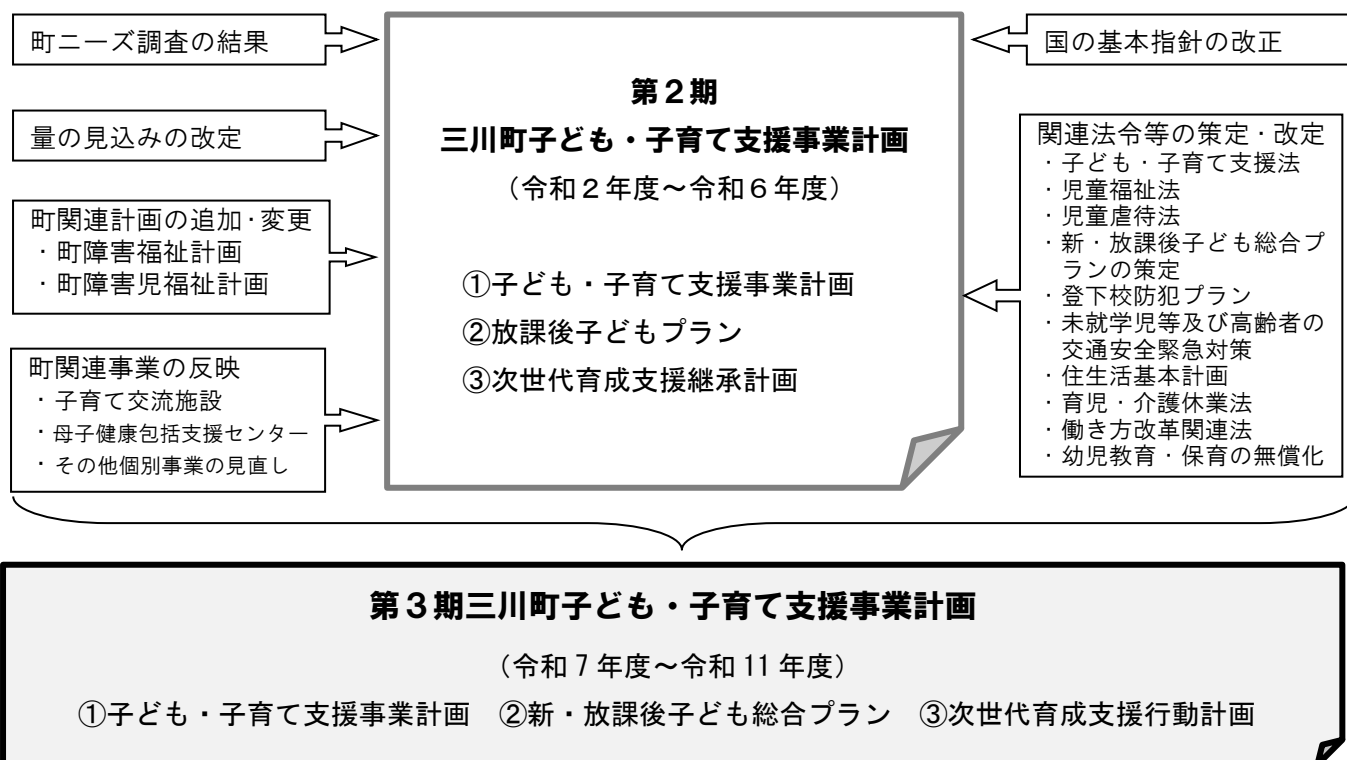
- ① 令和6年10～11月実施の町ニーズ調査の結果
- ② 国が示す基本指針や量の見込みの算出等の考え方の改定
- ③ 関連法令や要領・指針の改定
- ④ 町の関連計画の追加・変更
- ⑤ 町が実施している事業の反映

4 第3期計画の体系

計画の体系は、第2期三川町子ども・子育て支援事業計画に引き続き、次の3つの計画を一体的に策定します。

- ① 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」
- ③ 新・放課後子ども総合プランに基づく「行動計画」

(イメージ)



5 新規事業の反映について

令和4年児童福祉法改正により、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業が新たに創設され、令和6年子ども・子育て支援法改正により、①妊婦等包括相談支援事業、②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、③産後ケア事業が創設され、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることから、これから策定する「第3期三川町子ども・子育て支援事業計画」についてもこの改正の内容を反映していきます。

6 第3期計画の基本理念

第1期三川町子ども・子育て支援事業計画における基本理念は、国の基本指針に示された考え方を踏まえ、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指すこととしており、第3期においてもこの基本的考え方のもと、次の基本理念を継続して推進していきます。

＜三川町子ども・子育て支援事業計画 基本理念＞

**すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを
を行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを
推進していきます。**

7 第3期計画の計画策定スケジュール案

時 期	内 容
令和6年10月～11月	ニーズ調査のための「子ども・子育て支援に関するアンケート」実施
令和6年11月19日	第1回三川町子ども・子育て支援推進本部会議
12月12日	第1回三川町子ども・子育て会議
令和7年1月下旬頃	第2回三川町子ども・子育て支援推進本部会議
2月上旬頃	第2回三川町子ども・子育て会議
2月下旬頃	パブリックコメントの実施
3月上旬頃	（計画に修正が発生する場合は、郵送により文書協議）
3月中旬頃	第3期子ども・子育て支援事業計画の確定、印刷・製本
3月下旬頃	計画書を関係者に配布、町ホームページに掲載
4月15日	町広報4月15日号に掲載

第 2 編 子ども・子育て支援事業計画(素案)



第1章 事業推進の考え方

1 子ども・子育て支援事業の推進の考え方

「子ども・子育て支援新制度」で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒に取り組んでいきます。

<子ども・子育て支援制度の内容>

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善及び普及促進
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善や地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定、教育・保育に対する財政措置の充実
- 地域の子ども・子育て支援の充実や子育てに対する多様な支援の充実

<教育・保育提供区域について>

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」の設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが自宅から容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本町では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、全町を一地区として教育・保育提供区域に設定しました。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

<教育・保育の一体的提供の推進>

核家族の増加などにより、幼児期の保育や教育のニーズが高まっています。保護者が安心して働くことができるよう、保育所・幼稚園・認定こども園のそれぞれの良さを生かしつつ、次の段階へ円滑な接続ができるよう、小学校も含め各関係機関との連携を一層密にし、より質の高い教育・保育の一体的提供の推進に努めてまいります。

また、教育・保育、その他の子ども・子育て支援の質の確保と向上を図るため、幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実と、幼児教育・保育に関する専門的知識・技能を有する者（指導主事・学校支援員等）による巡回指導等に取り組んでいきます。

<産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保>

0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりすることがないように、保護者が希望する時期まで産休・育休を取得し、就労時には円滑に教育・保育施設等を利用できるよう入所申込み時の丁寧な聞き取りと、保育等の受入れ体制の充実を図ります。

<子どもに関する専門知識・技術を要する施策における県との連携>

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、国際化の進展に伴う対応、障害児など特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実などについては、県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母健康子包括支援センター）の設立意義や機能を維持したうえで設置することとされた「こども家庭センター」機能の充実を図り、妊娠期からの子育て世帯や子どもの相談・支援を児童相談所等の関係機関と連携・情報共有し対応してまいります。

<職業生活と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携>

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等を図るため、国、県、町内企業、労働者や子育て支援などの関連団体等と連携を取りながら、労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等、実情に応じた取り組みを推進します。

<全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充>

令和6年の子ども・子育て支援法改正により創設された「妊婦等包括相談支援事業」「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」「産後ケア事業」について、地域子ども・子育て支援事業に位置付け、在宅の子育て家庭支援に取り組んでまいります。

第 2 章 事業の推進

1 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

(1)特定教育・保育事業(保育所・幼稚園・認定こども園等)

【事業概要】

保育所保育指針や幼稚園教育要項等に基づき、保育所・幼稚園・認定こども園等で乳児から幼児期までの教育・保育を行います。

【取り組みの方向】

核家族化や共働き家庭の増加、住宅開発、アパート建設などにより、保育の利用を希望する保護者は増加傾向にあります。子育て世帯が安心して子育てと仕事などを両立することができるよう、需要に応じた受入れ体制の整備と必要な保育士等の確保を行うとともに、教育・保育内容の充実を図りながらニーズの変化に合わせた子育て支援に取り組んでいきます。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

2.1 通所系事業

(1)時間外保育事業(保育所等)

【事業概要】

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えた保育を実施します。

【取り組みの方向】

利用状況の実態を踏まえながら、今後も継続して需要に応じたサービスの提供を行います。

(2)一時預かり事業(保育所・幼稚園等)

【事業概要】

家庭において保育することが一時的に困難となった未就園児について、保育所や幼稚園等において、一時的に預かります。

【取り組みの方向】

保育所・幼稚園等のほか三川町子育て交流施設「テオトル」子育て支援センターでも一時預かりを行い、保護者の利便性向上を図ります。また、両親の病気や入院、災害、事故等により、緊急・一時的に家庭での保育ができないときや、育児疲れ解消等の理由などに対応した保護者支援の充実を図っていきます。

(3)病児・病後児保育事業

【事業概要】

子どもが病気の回復期や、回復期に至らない場合で医療機関にかかる必要はないが保育所等に通園できない児童、体調不良になった児童を一時的に保育します。

【取り組みの方向】

働きながら子育てしやすい環境を整備するため、今後も引き続き実施していきます。

(4)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

【事業概要】

子育て家庭の支援を目的に、乳幼児やその保護者が相互に交流できる場所を開設し、子育て講座や子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【取り組みの方向】

子育て支援の総合的な拠点である三川町子育て交流施設「テオトル」内の子育て支援センターは、「テオトル」の休館日を除き、土曜日や日曜日、祝祭日も自由来館型の施設として天候に左右されず雨の日等も遊べるほか、子育て相談、各種イベントの開催、親子交流事業等子育て支援に係る事業を総合的に展開しており、今後も引き続き実施していきます。

(5)放課後児童健全育成事業(学童保育所)

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、授業の終了後や学校の休校日に居場所を提供し、適切な遊びや集団生活の場として児童の健全な育成を図ります。

【取り組みの方向】

町内に2か所目となる民間事業者による学童保育所を整備しており、三川町子育て交流施設「テオトル」内の学童保育所とのすみ分けを行い、希望するすべての児童が利用できるよう、引き続き学童保育の事業者や利用者に対し、運営の支援や補助金の交付等を行います。

(6)子育て援助活動支援事業

【事業概要】

乳幼児等をもつ子育て中の就労者や主婦等で、子どもの預かり援助を希望する方（依頼会員）と、当該援助を行うことができる方（提供会員）がそれぞれ会員として登録し、相互のマッチングを行う事業ですが、本町では事業化には至っていません。

【取り組みの方向】

本町としては、子育て援助活動支援に代わる事業として三川町子育て交流施設「テオトル」[子育て支援センター](#)等での一時預かり事業を活用した対応を展開していきます。

(7)子育てに対する短期支援(短期入所生活援助、夜間養護等)

【事業概要】

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、または経済的な理由等により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、町が委託した児童福祉施設等で、養育又は保護を行います。

【取り組みの方向】

保護者の急なニーズに対応できるよう、今後も継続して実施していきます。

(8)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業概要】

保育所等に通っていない6か月から満3歳未満の子どもを対象に、適切な遊び及び生活の場を与え
るとともに、保護者の心身の負担軽減を図り、在宅で子育てをしている世帯の家庭支援を行います。

【取り組みの方向】

保育所などの施設において、受け入れができるよう体制の整備を図り、令和8年度からの事業実
施を進めてまいります。

2.2 訪問系事業

(1)乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供、乳児や保護者の心身の状況、養育環境等の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討・関係機関との連絡調整を行う事業です。

町では、生後2か月頃までの乳児のいる家庭を訪問し、発育発達の確認、相談・指導、予防接種の説明、産後のうつ予防等、きめ細かな対応を行っており、長期里帰り等の児に対しては、里帰り先の市町村と連携を図り対応しています。

【取り組みの方向】

今後も継続してきめ細かに対応していきます。

(2)養育支援訪問事業

【事業概要】

妊産婦・乳幼児のいる家庭で、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭における適切な養育の実施を支援します。

【取り組みの方向】

家庭背景が多様化・複雑化しており、個々の家庭に合わせてきめ細かに対応していきます。

(3)子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

令和6年4月から地域子ども子育て支援事業として開始された事業で、家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭の養育環境を整え、虐待のリスクを未然に防ぐことを目的とした事業です。

【取り組みの方向】

子育てに困難を抱える家庭を支援するため、事業実施について検討してまいります。

2.3 その他の事業

(1)利用者支援事業・妊婦等包括相談支援事業(母子健康包括支援センター)

【事業概要】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、令和元年度から三川町役場健康福祉課内に「母子健康包括支援センター」を設置し、母子保健事業と連動して妊産婦や乳幼児の実情の把握、妊娠・出産・子育てに関する相談対応や保健指導の実施、地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行います。

【取り組みの方向】

令和6年4月に妊婦のための支援給付と合わせ創設された妊産婦等包括相談支援事業についても、今後も継続してきめ細かに対応していきます。

(2)妊婦健康診査

【事業概要】

妊娠中の健康管理の充実と妊婦健診に係る費用の負担軽減を図るため、妊婦一般健康診査（14回）、H T L V-1 抗体検査、子宮頸がん検査、クラミジア抗原検査、特定超音波検査に対する費用を助成しています。

母子健康手帳交付時に妊婦健診受診券を交付することにより、定期的な健診受診と妊娠中の健康管理に役立っています。

【取り組みの方向】

健診結果で尿蛋白、尿糖、浮腫等の経過観察を要する所見、貧血や切迫早産等の治療を要する所見等、妊娠中の健康や胎児への影響が心配される妊婦に対しては、医療機関等との連携によりきめ細かな対応を実施していきます。

(3)産後ケア事業

【事業概要】

産後のケアを必要としている人に対して、原則として7日以内で心身のケアやサービスを行う事業で、助産師等から乳房ケアや赤ちゃんのお世話などの指導を実施しています。

【取り組みの方向】

おおむね産後1年以内の心身の不調や育児に不安がある、または産後のお手伝いをしてくれる人がいない場合に、医療機関等と連携し「宿泊型」「デイサービス型」「訪問型」合わせて7日以内の期間において、医療機関において赤ちゃんとお過ごししたり、乳房ケアや育児指導などを実施していきます。

(4)児童育成支援拠点事業

【事業概要】

令和6年4月から地域子ども子育て支援事業として創設された事業で、養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣や学習のサポート、食事の提供等を行い、児童及び家庭個々の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの健全な育成を図る事業です。

【取り組みの方向】

今後、事業について検討してまいります。

(5)親子関係形成支援事業

【事業概要】

令和6年4月から地域子ども子育て支援事業として創設された事業で、児童の関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者及びその児童に対して、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図られるようにしていく事業です。

【取り組みの方向】

今後、事業について検討してまいります。

3 仕事と生活の調和の促進

(1)町内事業所への周知・働きかけ

【事業概要】

仕事と生活の調和の実現に向けて、町内に事業所を有する事業主に対し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、働き方改革関連法、女性活躍推進法の活用について働きかけ、次世代育成支援対策に対する労働者、事業主、地域住民の意識改革に関する広報・啓発活動を行っています。

【取り組みの方向】

より効果的な情報提供方法を検討し、一層の制度の周知に努めていきます。

(2)仕事と子育てとの両立に向けた各種支援施策の周知

【事業概要】

国、県及び関係機関が実施している、仕事と子育ての両立支援事業や助成金・奨励金制度の情報を提供し、子育てしやすい職場づくりを支援しています。

【取り組みの方向】

より効果的な情報提供方法を検討し、一層の制度の周知に努めていきます。

(3)女性に対する就業の支援

【事業概要】

女性の活用に積極的な企業の求人の掘り起しや情報提供の強化のほか、優良な企業の誘致など、雇用機会の拡充に努めています。

【取り組みの方向】

持続的な取り組みが必要であり、今後も継続して雇用機会の創出に向けて取り組んでいきます。

4 その他の支援事業の推進

4.1 子育て家庭に対する経済的支援

(1)児童手当の支給

【事業概要】

家族等における生活の安定と次代を担う児童の健やかな成長のため、高校卒業年齢までの児童に対し児童手当を支給しています。

【取り組みの方向】

子育てに係る経済的な支援として、令和6年10月より国の制度改正に合わせ支給対象を高校卒業年齢までの拡大と第3子以降の児童に係る支給額の増額等の対応を行っており、今後も制度改正等に対応しながら、継続して支援していきます。

(2)子育て支援医療給付事業

【事業概要】

乳幼児等の健康な発育を支援するため、高等学校卒業年齢までの乳幼児、児童・生徒の医療費負担の軽減を図ります。

【取り組みの方向】

今後も継続して支援していきます。

(3)ひとり親家庭等医療給付事業

【事業概要】

18歳以下の児童・生徒・学生をもつ、所得が基準以下のひとり親家庭等の医療費負担の軽減を図ります。

【取り組みの方向】

今後も継続して支援していきます。

(4)未熟児養育医療費給付事業

【事業概要】

低体重児等の出生に対する医療費の助成を行います。

【取り組みの方向】

今後も継続して支援していきます。

(5)要保護・準要保護児童の就学支援

【事業概要】

経済的な理由で就学困難となる恐れがある児童・生徒の保護者に対して、給食費・学用品費の一部を援助することにより、就学を支援しています。

【取り組みの方向】

増加傾向にある準要保護児童等を支援するため、関係機関との連携を図るとともに制度の周知に努め、対象となる家庭を継続して支援していきます。

第3章 事業の計画目標

1 教育・保育事業の確保策

				1号	2号		3号		提供体制
				3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳	
				教育	教育	保育	保育	保育	
令和7年度	量の見込み	町の子ども	町内の施設を利用	70人	0人	88人	30人	81人	実施の有無 (箇所数)
			他市町村施設を利用	5人	2人	5人	1人	3人	
		他市町村の子ども		2人	0人	5人	1人	5人	
		合計		77人	2人	98人	32人	89人	
	確保策	特定教育・保育施設	町内の施設	170人	0人	125人	35人	105人	○(4)
			他市町村施設での受入	5人	2人	5人	2人	5人	○
合計		175人	2人	130人	37人	110人			
令和8年度	量の見込み	町の子ども	町内の施設を利用	70人	0人	88人	30人	91人	実施の有無 (箇所数)
			他市町村施設を利用	5人	2人	5人	1人	4人	
		他市町村の子ども		2人	0人	5人	1人	4人	
		合計		77人	2人	98人	32人	99人	
	確保策	特定教育・保育施設	町内の施設	170人	0人	125人	35人	106人	○(4)
			他市町村施設での受入	5人	2人	5人	2人	5人	○
合計		175人	2人	130人	37人	111人			
令和9年度	量の見込み	町の子ども	町内の施設を利用	75人	0人	88人	32人	92人	実施の有無 (箇所数)
			他市町村施設を利用	5人	2人	5人	1人	4人	
		他市町村の子ども		2人	0人	5人	1人	4人	
		合計		82人	2人	98人	34人	100人	
	確保策	特定教育・保育施設	町内の施設	170人	0人	125人	36人	108人	○(4)
			他市町村施設での受入	5人	2人	5人	2人	5人	○
合計		175人	2人	130人	38人	113人			
令和10年度	量の見込み	町の子ども	町内の施設を利用	75人	0人	90人	32人	92人	実施の有無 (箇所数)
			他市町村施設を利用	5人	2人	5人	1人	5人	
		他市町村の子ども		2人	0人	5人	1人	4人	
		合計		82人	2人	100人	34人	101人	
	確保策	特定教育・保育施設	町内の施設	170人	0人	125人	36人	109人	○(4)
			他市町村施設での受入	5人	2人	5人	2人	5人	○
合計		175人	2人	130人	38人	114人			
令和11年度	量の見込み	町の子ども	町内の施設を利用	75人	0人	90人	32人	92人	実施の有無 (箇所数)
			他市町村施設を利用	5人	2人	5人	1人	5人	
		他市町村の子ども		2人	0人	5人	1人	5人	
		合計		82人	2人	100人	34人	102人	
	確保策	特定教育・保育施設	町内の施設	170人	0人	125人	37人	109人	○(4)
			他市町村施設での受入	5人	2人	5人	2人	5人	○
合計		175人	2人	130人	39人	114人			

【参考】認定区分について

認定区分	対象事業	対象者
1号認定	幼稚園 認定こども園（教育利用）	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）
2号認定	保育園 認定こども園（保育利用）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）
3号認定	保育園 認定こども園（保育利用）	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）

[illegible]

実費徴収に伴う 補足給付事業		(人)	×										
多様な主体の 参入促進・能 力活用事業	新規参入施 設等への巡 回支援	(箇所)	×										
	認定こども 園特別支援 教育・保育経 費	(人)	×										
子育て世帯訪問事業		(人日)	×										
児童育成支援拠点事業		(人)	×										
親子関係形成支援事業		(人)	×										
妊婦等包括 相談支援事 業	計	(回)	○	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
	子ども家庭 センター	(回)	○	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
	その他	(回)											
乳児等通園支援事業		(人)	○	0	0	30	50	30	50	30	50	30	50
産後ケア事 業	計	(人日)	○	6	9	7	10	8	12	9	12	9	12
	短期入所 (ショート ステイ)	(人日)	○	2	3	2	3	2	4	3	4	3	4
	通所(デイ サービス)	(人日)	○	2	3	3	4	3	4	3	4	3	4
	居宅訪問 (アウトリ ーチ)型	(人日)	○	2	3	2	3	3	4	3	4	3	4